

「河川管理施設等の構造基準（案）」について【概要】

平成 2 4 年 9 月

建設部 河川課

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 2 3 年法律第 3 7 号）により、「河川法」（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の一部が改正され、これまで国で定めていた基準については、政令を参酌して、各地方自治体で定めることとなりました。

これらの基準は、「（仮称）川越市準用河川管理施設等の構造基準に関する条例」及び「（仮称）川越市準用河川管理施設等の構造基準に関する条例施行規則」として、制定されることとなる予定です。

2 主な内容

川越市が管理する準用河川について、河川管理施設又は河川法第 2 6 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、堰等の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものです。

なお、政令の基準と異なる独自の基準（案）は予定していません。

3 施行期日

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

4 その他

「河川管理施設等の構造基準」は、原則として条例において規定することを予定していますが、専門技術的な内容については、規則に委任することとなる予定です。

準用河川に係る河川管理施設等について

《川越市内の準用河川》

川越市内の河川のうち、河川法の規定を準用する主要な河川として、天の川（名細地区）、古川（山田地区）、今福川（福原地区）の3河川が指定されています。

《準用河川の一例：天の川（左）、古川（右）》



《川越市が構造基準を定める予定の主要な河川管理施設等》

川越市の地理的条件や既存河川管理施設等の設置状況を踏まえ、ダムを除いた堤防、堰、排水機場等の主要なものの構造について、技術的基準を定める予定です。

《河川管理施設の一例：堰（左）、古川排水機場（右）》



《河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物の一例》

準用河川を跨いで道路から個人等の敷地へ出入りするための橋等の工作物を設置される場合、川越市が定める予定の構造基準に適合し、河川管理者（川越市長）の許可を受ける必要があります。